

医危第2024号
令和3年1月25日

県内各病院 院長 殿

神奈川県健康医療局医療危機対策本部室長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において発生した陽性患者の入院管理の継続について（依頼）」の修正について（通知）

本県の感染症対策行政の推進に日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年1月13日付け医危第1976号により依頼させていただいた標記文書を下記及び別添「修正箇所対照表」のとおり修正させていただきます。

1 入院管理の継続の対象患者

（修正前）

「陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において、外来診療した患者または入院中の患者が新たに陽性患者であることが判明した場合」

（修正後）

「陽性患者の入院管理を現在行っていない病院において、入院中の患者が新たに陽性患者であることが判明した場合」

（修正の理由）

修正前の「外来診療した患者」については、新型コロナウイルス感染症以外の疾患で外来診療した患者が、自院に入院後に陽性が判明した場合を想定しており、帰国者・接触者外来や発熱診療等医療機関などにおける外来診療時に、発熱等の診療・検査を行い、その結果、当該患者が陽性患者であることが判明した場合（※）は含まないことから、「入院中の患者」の表記のみで依頼の趣旨は足りるため。

※ この場合は、従来と同様の取扱いになります。

2 神奈川モデル認定医療機関の認定手続及び財政的支援について

(修正前)

「なお、自院において陽性患者を継続して入院管理する場合の財政的支援については、後日御案内します。」

(修正後)

「自院において陽性患者を継続して入院管理する場合または他院において退院基準を満たした患者の受入に当たって、新たに神奈川モデル認定医療機関としての認定を受けることにより、既存の財政的支援を受けることができます。

財政的支援及び神奈川モデル認定医療機関の認定手続については、下記の県ホームページに掲載していますので、お知らせします。」

(修正の理由)

神奈川モデル認定医療機関への財政的支援については、他院において退院基準を満たした患者(下り搬送患者)の入院を受け入れる重点医療機関協力病院(いわゆる「協力病院B」)も含まれるため、項を新設することとしたため。

(参考) 財政的支援に係る県ホームページ

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/zaiseishien.html>

問合せ先

企画グループ 松本・末柄

045-210-4615 (直通)